

【前期第11問】

甲県Q市にあるPホテルは、業界では有名な高級ホテルで、インターネットや観光雑誌などにおける利用者評価は満足が9割を超えるほど、サービス、施設、アクセス等、あらゆる要素において他の追従を許さないホテルである。

しかし、令和3年1月20日午前2時、氏名不詳の第三者による放火により、同ホテルは全焼し、当時の全宿泊客294人のうち、60人が重軽傷を負い、病院に搬送されて死亡が確認された者及び現場において焼死したと確認された者、合わせて23人が死亡した。

事件当時における状況は以下の通りであった。当時の「防火管理者」(消防法8条1項)であったXは、Pホテルを実質的に所有していたA会社の取締役会において、コロナ禍における実績悪化に対処する為には、運営コストを削減すべきで、具体的には施設管理や従業員数などの面におけるコスト削減をすべきであると主張していたが、取締役会は、コスト削減はPホテルの評価を落とす可能性があるとし、Xの主張を退けていた。そこでXは独断の判断でPホテルの運営コスト削減を断行した。具体的には①Pホテルの施設管理に投下している資金の3割程度の削減、②100人強であった従業員の数を80人程度に減らすこと、③週に一回の頻度で行っていた外部検査機関によるホテルの安全確認検査の頻度を月に一回程度に減らすことである(尚、Q市条例によると、客室数が100室以上の宿泊施設においては、最低100人の従業員、月に2回以上の安全確認検査が義務付けられていたが、Pホテルの総客室数は170室であった)。Xは、この削減を行うと、万が一の事態が発生した際には、対処がなかなか厳しくなるかもしれないという危惧感を持っていたものの、実績悪化による経営難を避けるべきである上、コロナ禍という状況がある為、宿泊客がそこまで多くないので、通常より少人数でも対処できると考えられた為、削減を断行した。又、A会社の代表取締役でPホテルの「管理について権原を有する者」(消防法8条1項、以下、「管理権原者」とする)であったYは、このようなコスト削減が行われたことを知り、Xと同様の危惧感を持ったものの、現場の管理者であるXの判断を尊重すべきであると考え、これを放置した。その結果、上記の火災の際、深夜スタッフ人数の不足による措置の遅滞、及び確認検査を怠らなければ確認できたはずの建物の欠陥により、十分な対処が出来なかった。

以上の事実関係の下、X及びYの罪責を検討せよ。

参照条文 消防法8条

「学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店…、複合用途防火対象物…その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について…防火管理上必要な業務を行わせなければならない。」